指定障害福祉サービス事業者 の皆様 指定障害者支援施設 指定障害児通所支援事業者 指定障害児入所施設 (政令・中核市を除く)

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者に関する告示の改正について

本県の障がい福祉施策の推進につきましては、日頃から御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和5年6月30日、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者(以下、「サビ 児管」という)に関する告示が改正されました。改正概要及びそれに伴う届出の一部変 更等は以下のとおりですので、御確認くださいますようお願いします。

#### 1 実践研修の受講に必要な実務経験について

サビ児管の研修体系については、令和元年度より、基礎研修、補足研修を修了後に 実践研修を受講するために必要な実務経験(OJT)を「2年以上」となっています。

新たに例外的に、以下の要件をすべて満たす場合は実践研修を受講するために必要な実務経験(OJT)は「6ヵ月以上」となります。一部でも満たさない要件があれば、通常通り、実践研修を受講するために必要な実務経験(OJT)は「2年以上」です。

要件1:基礎研修受講開始時において既に実務経験要件を満たしている。

要件2:実践研修を受講するための実務経験(OJT)として障害福祉サービス事業所等において、障害福祉サービスに係る個別支援計画作成の業務に従事する。

要件3:上記について、指定権者に届け出ている。

#### (要件1注意点)

- ・基礎研修受講開始時については<u>基礎研修の修了証に記載されている修了日</u>とします。 補足研修の修了日ではありません。
- ・実務経験要件とは相談支援業務5年以上又は直接支援業務8年以上を満たしている こと(有資格者については通算5年又は3年に短縮あり)

#### (要件2注意点)

※OJTの開始(2年以上又は6ヵ月以上の期間の開始)は、基礎研修・補足研修の両方の修了者となってからです。

個別支援計画作成の業務とは以下のいずれかの場合が該当します。

- ・サビ児管のもとで、基礎研修・補足研修修了者が個別支援計画の原案作成までの一連の業務に従事する場合(いわゆる2人目サビ児管)
- ・やむを得ない事由によりサビ児管を欠いている事業所等において、みなしサビ児管 として個別支援計画作成の一連の業務に従事する場合(やむを得ない事由によるみ

なし配置)

・令和3年度末までに基礎研修・補足研修を修了し、実務経験要件を満たした者が、 みなしサビ児管として個別支援計画作成の一連の業務に従事する場合(経過措置の みなし配置)

#### (要件3注意点)

・指定権者への届出方法については別紙を参照

#### 2 やむを得ない事由によりサビ児管が欠けた場合の措置について

サビ児管がやむを得ない事由により欠如した場合に実務経験要件を満たす者をサビ児管とみなして配置する措置については、現行制度上、サビ児管の欠如時から1年間としております。

現行制度に加え、以下のいずれの要件も満たす者について、当該者が実践研修を修 了するまでの間に限り、サービス管理責任者等とみなして配置可能(最長2年間)と します。

要件1:実務経験要件を満たしていること

要件2:サビ児管が欠如した時点で既に基礎研修・補足研修を修了済みであること

要件3:サビ児管が欠如する以前から当該事業所に配置されていること

#### (注意点)

・やむを得ない事由によるみなし配置については、従前どおり、やむを得ない事由か どうかは指定権者にて判断となりますので、必ず事前にご相談ください。

#### 3 更新研修の受講に必要な実務経験の範囲について

サビ児管更新研修の受講に必要な実務経験として、以下の改正が行われました。 (これまでの制度)

サビ管の更新研修において、児発管の実務経験は要件として認められていない。 児発管の更新研修において、サビ管の実務経験は要件として認められていない。 (制度改正後)

サビ管の更新研修では児発管の実務経験を要件として認める。 児発管の更新研修ではサビ管の実務経験を要件として認める。

### 別紙 実践研修の受講に必要な実務経験(6ヵ月以上への短縮)の指定権者への届出に ついて

#### (1)提出様式

- ○・・必ず提出
- △・・該当時提出
- ○変更届(第3号様式)
- ○実践研修受講に係る実務経験の短縮の届出(参考様式20)
- ○該当者の経歴書(参考様式4)
- ○研修修了証の写し(基礎研修、補足研修)
- ○該当者の実務経験証明書(参考様式5)

基礎研修修了日における実務経験を証明してください。

△資格証の写し

実務経験年数を短縮する場合には該当する資格証の写しが必要です。

様式はウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」の書式ライブラリに掲載してあります。

障害福祉情報サービスかながわ (https://shougai.rakuraku.or.jp/)

- ⇒「文書/カテゴリ検索」
  - ⇒「1. 神奈川県からのお知らせ」
    - ⇒「3-2 変更届・変更申請・その他届出書等(障害者総合支援法関係)」
    - ⇒「5 変更届・変更申請・その他届出書等 (児童福祉法関係) |

#### (2) 提出期限

個別支援計画作成業務への配置後10日以内

※本事務連絡発出日以前に要件を満たしていた方については、令和5年9月29日(金)までに提出してください。

#### (3) 留意事項

- ・OJT6ヵ月対象者として実践研修に申し込む場合は、指定権者への届出の参考様式20の写しを提出する必要があります。写しを必ず保管してください。
- ・2人目サビ児管の配置に係る変更届を既に提出いただいている事業所においても、 OJT6ヵ月対象者となる場合は、本届出書を提出願います。
- ・実践研修の実施において、指定研修事業者の照会に応じて本届出の情報を提供する 場合があります。

#### (4) 届出提出先

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課事業支援グループ

電話 045-210-4717・4732

※横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市の事業所においては、各市へご提出となります。

## 変 更 届 出 書

5年 9月 5日

神奈川県知事 様

所 在 地 〇〇市〇〇1丁目1番地

事 業 者 名 称 社会福祉法人〇〇

(施設の設置者) 代表者氏名 神奈川 太郎

担当者 役職・氏名 さとう 花子

電話番号 000-0000-0000

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

	事 業	所 番	号 1 4 1	0 0 0 0 0 0 0 0 サービス種類コード 2 2								
	名		称 〇〇サービ									
   指定内容を変更した事業所(施設)	所	 在	地 〇〇市〇〇	)2丁目3番地								
旧た下午を変更した手木が(地政)												
****	サーヒ	スの種類 生活介護										
変更があった事項 1 事業所(施設)の名称			)	変更の内容								
2 事業所(施設)の所在地(設置の5	易所)		く 管理責任者									
3 事業所(施設)の連絡先(電話番号·FAX)			し良子									
4 申請者(設置者)の名称												
5 法人の主たる事務所の所在地												
6 代表者の氏名、生年月日、住所及 定款・寄付行為等及びその登記録												
7 又は条例等(当該指定に係る事業												
ものに限る。)	シカロー\ シカロー\											
8 建物の構造概要及び平面図(用途を明示) 並びに設備の概要				OJT6ヵ月対象者である旨を必ず記載してください。								
。 事業所(施設)の管理者の氏名、生年月		"		やむを得ない事由によるみなし配置や、								
日、任所及の栓歴	ビっ佐			経過措置のみなし配置の場合も6ヵ月O								
事業所のサービス提供責任者・サ				JTの対象の場合はその旨を必ず記載し								
一月日、住所及び経歴												
11 主たる対象者		/赤玉丝	\									
12 運営規程   1.2 事業所の種別[短期入所]		(変更後    サービス	) K管理責任者									
13 (併設型・空床型の別)			し良子									
短期入別の所設室 単独室における 14 定員数又は空床型における当該		" 2人目サ	ービス管理責任	≠者								
		すずき		3.叫去控制南佐はの業務に従事								
15 (包括型・日中サービス支援型・ケ	部サービ	6ヵ月( 	カー対象として1	固別支援計画作成の業務に従事								
□ ス利用型の別) □ 協力医療機関の名称及び診療科	夕並バー	.										
16   当該協力医療機関との契約内容	<b>石业</b> 011~											
17 障害者支援施設等との連携体制	及び支援											
' ' の体制の概要   10 併設する施設がある場合の当該	并設施設											
<sup>18</sup> の概要												
19 同一敷地内にある入所施設及び	病院の概											
20 名 4 年 日 日 3 3 4 5 5 6 5 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7	る者の氏											
20 名、生年月日及び住所		_										
1 重度障害者等包括支援に係る障 サービスの種類	舌仙仙											
第三者に委託することにより提供												
22 福祉サービスの種類又は第三者   の名称若しくは所在地	の事業所											
02 他の障害福祉サービス事業者等	との連携	"										
体制又は文援体制の概要		_										
24 連携する公共職業安定所等の名	称											
		1	/	HING I CAN IN								

- (備考) 1 該当項目番号に〇を付してください。
  - 2 変更内容がわかる書類を添付してください 個別支援計画(原案)作成業務に従事を開始した日付を記入 なお、当該変更が利用者の 勤務形態を記載した書類をい
  - 3 変更の日から10日以内に届け出てください。

1

## 変 更 届 出 書

5 年 9月 5日

神奈川県知事 様

所 在 地 〇〇市〇〇1丁目1番地

事業者名 称 社会福祉法人〇〇 (施設の設置者) 代表 者氏 神奈川 太郎

担当者 役職・氏名

さとう 花子

電話番号

000-0000-0000

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

		事	業	所	番	号	1	4	5	0	0	0	0	0	0	0	) <del> </del> #-	ービス種	類コート	6	3
名						↑ ○○放課後等デイサービス															
指定内容を変更した事業所 所在					地 〇〇市〇〇3丁目4番地																
サービスの						類力	放誤	後	等デ	゚イサ	·—Ŀ	゛ス									
変更があった事項							変更の内容														
1 事業所(施設)の名称					(変)	(変更前)															
2	2 事業所(施設)の所在地(設置の場所)					児童発達支援管理責任者 … たかはし 直子															
3	事業所(施設)の連絡先(電話番号・FAX								-												
4	申請者(設置者)の名称																				
5	5 法人の主たる事務所の所在地													OJT	- 6ヵ	月文	寸象:	者である	る旨を必	がず記	己載
6	代表者の氏名、生年月日、	住瓦	<b>斤及で</b>	が職:	名									してく やま:		_	-	由による	るみなし	.配置	<b>置わ</b>
	定款・寄附行為等及びその 本又は条例等(当該指定に 関するものに限る。)	該指定に係る事業に										やむを得ない事由によるみなし配置 経過措置のみなし配置の場合も6ヵ OJTの対象の場合はその旨を必ず 載してください。									月
8	医療法第7条の許可を受け ることを証する書類	たタ	<b>病院</b> -	であ											_	7					
9	建物の構造概要及び平面 示)並びに設備の概要	物の構造概要及び平面図(用途を明 )並びに設備の概要																			
10	事業所(施設)の管理者の! 日、住所及び経歴	氏名	、生	年月	'	更後	•	大 <del>I</del> 巠	答证	⊞害/	工 <del>文</del>						/"				
11	事業所の児童発達支援管理 名、生年月日、住所及び経		任者	ťのΕ	児童発達支援管理責任者 たはかし 直子																
12	主たる対象者						2人目児童発達支援管理責任者 すずき 次郎														
	13 運営規程									して	個另	J 支	爰計	画作	乍成	の	業務	に従事	-		
14	協力医療機関の名称若しく 又は当該協力医療機関と <i>0</i>	はii D契	疹療₹ 約の	斗名 内容	<b>F</b>																
	変更年月日										•	令和	5年	-	9月		1	日			
	*************************************																				

- (備考) 1 該当項目番号に〇を付してください。
  - 2 変更内容がわかる書類を添付してください。

なお、当該変更が利用者で

個別支援計画(原案)作成業務に従事を開始した日付を記入

勤務形態を記載した 書類を研せ

3 変更の日から10日以内に届け出てください。

# サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 実践研修受講に係る実務経験短縮の届出書

令和 5 年 9 月 5 日

神奈川県知事 様

届出者 所 在 地 平塚市〇〇3丁目10番 事業者名 社会福祉法人〇〇 代表者職氏名 理事長 神奈川 太郎

担当者 <mark>さとう 花子</mark> 電話番号 0463-00-0000

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者実践研修の受講に当たって必要な実務経験(OJT)について、下記の者が要件1及び要件2を満たしているため届出をします。

 (フリガナ)
 スズキジロウ

 従事者名
 すずき 次郎

 従事者生年月日
 平成 3 年 1 月 1 日

基礎研修修了日時点で、実務経験要件(3年~8年)を満たしていない場合は、本届出は対象外です。

個別支援計画(原案)作成業務に従事している

(していた) 事業所から提出してください。

要件1(該当する場合チェックをしてください)

上記の者は基礎研修受講時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件(相談 支援業務又は直接支援業務3~8年)を満たしている。

\_\_\_\_\_←チェック

 $\sqrt{\phantom{a}}$ 

要件2

番 号 1410000000 業 所 個別支援計画(原案)作成の業務 称 〇〇サービス に従事した(従事する)施設・事業 地 平塚市〇〇4丁目11番 在 サービスの種類 生活介護 令和5年9月1日 ~ 令和6年2月28日 |個別支援計画(原案)作成の業務 年 6ヵ月】 に従事した(従事する)期間 ※実践研修受講開始前まで(予定も含む)

基礎研修修了日ではなく、個別支援計画(原 案)作成の業務に従事を開始した日から実践研 修受講開始前までで6か月以上の期間を記入し てください

この期間に少なくとも概ね10回以上は個別支援計画(原案)作成業務を行うことが基本です。

- ※ 以下の要件を満たしている方のみ提出して下さい。虚偽の届出等が認められた場合、無効となります。
- ① 基礎研修受講時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件(相談支援業務又は直接支援業務3~8年)を満たしている。
- ② サービス管理責任者等が配置されている事業所において、個別支援計画の原案作成までの一連の業務を行う。
- ※ 実践研修に申込時に、指定権者への届出を求められた場合は本届出書の写しを提出してください。